

福岡市火薬類取締法 審査事務マニュアル

福岡市消防局

予防部指導課
令和7年9月改訂版

第1 総則

1	はじめに	4
2	法令等の略語	4
3	申請者について	4
4	許可等に要する日数	4
	標準事務処理期間（表1）	5
5	手数料の件数の取扱い	6

第2 申請等の記入例及び留意事項

製造

1	火薬類製造営業許可申請	7
2	火薬類製造施設等変更許可申請	7
3	完成検査申請	7
4	危害予防規程（変更）認可申請	8
5	保安教育計画（変更）認可申請	8
6	保安検査申請	8

販売

7	火薬類販売営業許可申請	9
8	火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可	10
9	保安教育計画（変更）認可申請	10

貯蔵

10	火薬庫外貯蔵場所指示申請	11
11	火薬庫設置等許可申請	11
12	完成検査申請	12
13	保安検査申請	12

譲渡・譲受

14	火薬類譲渡（譲受）許可申請	13
15	火薬類譲受・消費許可申請	13
16	火薬類譲渡・譲受許可証書換申請	15
17	火薬類譲渡・譲受許可証再交付申請	15

輸入

18	火薬類輸入許可申請	16
----	-----------	----

消費（煙火）

19	火薬類（煙火）消費許可申請	17
----	---------------	----

廃棄

20	火薬類廃棄許可申請	37
----	-----------	----

届出

21	（火薬類製造施設 火薬庫）軽微変更届	37
22	火薬庫承継届	37
23	火薬類輸入届	38

24	危害予防規程変更届	38
25	指定完成検査機関完成検査受検届	38
26	完成検査記録届	39
27	完成検査結果報告書	39
28	指定保安検査機関保安検査受検届	39
29	保安検査記録届	39
30	保安検査結果報告書	40
31	火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届出書	40
32	定期自主検査計画（変更）届出書	41
33	火薬類製造（販売）営業廃止届出書	41
34	火薬庫用途廃止届出書	41
35	特定施設（火薬庫）使用休止届出書	42
36	火薬庫外貯蔵場所廃止届出書	42
37	火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届出書	43
38	許可申請書等記載事項変更届出書	43
39	火薬類所有権取得届出書	43
40	許可申請等取下げ届出書	44
41	火薬類定期自主検査終了報告書	44
42	火薬類安定度試験結果報告書	44
43	火薬類製造報告書	44
44	火薬類販売報告書	45
45	火薬類出納報告書	45
46	火薬類消費報告書	45
47	許可申請書等記載事項変更報告書	46
48	不発煙火回収報告書	46
	保安教育計画を定めるべき消費者の指定等	
49	保安教育計画を定めるべき者の指定書	47
50	保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書	47
51	保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知書	47
第3 事務処理の要領について		
1	受付	48
2	許可（譲渡（譲受）、譲受・消費、煙火消費以外）	48
3	認可	48
4	完成検査	48
5	保安検査	48
6	譲渡（譲受）許可、譲受・消費許可	48
7	火薬類（煙火）消費許可	48
8	庫外貯蔵場所指示	49
9	通報	49

10	許可の条件を附する場合	51
11	許可証等のデジタル化	51
12	返付及び交付時の処理	51

第4 様式集

1	細則様式	52
2	様式	79

第1 総則

1 はじめに

このマニュアルは、火薬類取締法令に基づく福岡市長の権限に属する事務のうち、火薬類の製造、販売、貯蔵、譲受、譲渡、消費、廃棄及び輸入に係る許可、認可、指示（以下「許可等」という。）に関する必要な様式及び書類を示すとともに、許可等に係る審査基準及び事務処理要領について解説したものである。

2 法令等の略語

- 法・・・火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第549号）
- 令・・・火薬類取締法施行令（昭和25年10月31日政令第323号）
- 則・・・火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）
- 細則・・・福岡市火薬類取締法施行細則（平成29年3月30日規則第69号）
- 様式第□・・・火薬類取締法施行規則に規定する様式
- 様式第□号・・・福岡市火薬類取締法施行細則に基づき本マニュアルに規定する様式
- 第□号様式・・・福岡市火薬類取締法審査事務マニュアルで規定する様式

3 申請者について

- （1） 各種許可等を受けようとする申請者は、個人である場合にはその者、法人である場合は代表権を有する者であること。
- （2） 事業主体が共同企業体である場合、共同企業体の個々の法人が各々申請するか、企業体の代表法人が申請すること。
- （3） 申請等の書類は、その記載内容についての説明を求められた場合に対応できる者が提出すること。

4 許可等に要する日数

- （1） 各種許可等に関する申請（以下「申請等」という。）のうち、処分にかかる標準処理期間は、標準処理期間一覧表のとおりとする。
- （2） 次に掲げる日は、標準処理期間に含まない。
 - ① 福岡市の休日を定める条例（平成2年条例第52号）に定める休日
 - ② 申請書の不備又は補正に要する日
- （3） 標準処理期間は、申請等を受けた日の翌日から起算して、当該処分を行うまでの日数とする。また、当該申請等を受けた日の翌日が休日の場合は、休日の翌日から起算する。

表 1 標準処理期間

事 務	標準処理期間
火薬類製造営業許可	25 日
火薬類製造施設等変更許可	15 日
完成検査	10 日
危害予防規程（変更）認可	15 日
保安教育計画（変更）認可	
保安検査	10 日
火薬類販売営業許可	25 日
火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可	15 日
火薬庫外貯蔵場所指示	10 日
火薬庫設置等許可	15 日
火薬類譲渡（譲受）許可	10 日
火薬類譲受・消費許可	25 日
火薬類譲渡・譲受許可証書換	5 日
火薬類譲渡・譲受許可証再交付	
火薬類輸入許可	20 日
火薬類消費許可（煙火）	30 日
火薬類消費許可（煙火以外）	15 日
火薬類廃棄許可	10 日
保安教育計画を定めるべき者の指定取消	

5 手数料の件数の取扱い

申請に係る手数料の件数の取扱いについては、平成 30 年 3 月 29 日消指第 522 号「火薬類取締法関係の手数料の件数の取扱いに関する要領」を参照すること。

【参考】

○火薬類取締法関係の手数料の件数の取扱いに関する要領

消指第 522 号

平成 30 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成 12 年福岡市条例第 14 号。以下「条例」という。）に規定する手数料について、福岡市消防事務における規制に関する手数料条例施行規則（平成 12 年福岡市規則第 82 号）第 2 条第 6 号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）関係の手数料の件数の取扱いを定めるものとする。

(件数の取扱い)

第 2 条 火薬類取締法関係の手数料の件数の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例別表第 3 の 1 の項に定める手数料については、製造所ごとに 1 件とする。
- (2) 条例別表第 3 の 2 の項に定める手数料については、販売所ごとに 1 件とする。
- (3) 条例別表第 3 の 3 の項から 6 の項に定める手数料については、次に掲げる火薬庫又は製造施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
 - ア 火薬庫は棟ごとに 1 件とする。ただし、同一の敷地に存する複数の火薬庫であって、当該火薬庫の所有者又は占有者が同一である場合はこの限りでない。
 - イ 製造施設は当該施設ごとに 1 件とする。ただし、同一製造所内に存する複数の当該施設にあつてはこの限りでない。
- (4) 条例別表第 3 の 9 の項に定める手数料については、同一期間及び同一陸揚げ地の場合を 1 件とする。
- (5) 条例別表第 3 の 10 の項に定める手数料については、1 日における煙火の消費を 1 件とする。ただし、次に掲げるすべてを満たす場合にあっては 1 月を上限とすることができる。
 - ア 煙火の消費場所が同一であること
 - イ 煙火の種類及び数量が同一であること
 - ウ 煙火の消費許可の申請者及び打揚げに従事する事業者が同一であること
 - エ 煙火を消費する期間中に危険予防の方法を変更しないこと
- (6) 条例別表第 3 の 11 の項に定める手数料については、特定施設ごとに 1 件とする。ただし、同一製造所内における特定施設にあつてはこの限りでない。

第2 申請等の記入例及び留意事項

製造

1	火薬類製造営業許可申請 【様式第1】
適用	法第3条の規定により火薬類を製造する場合
申請書類	○火薬類製造営業許可申請書（様式第1） ○事業計画書（記載事項：製造の目的、製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）及び設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類又はその原料の調達方法、製品の貯蔵方法並びに製造所付近の見取図） ○危害予防計画書 ○定款の写し ○その他必要に応じ求める資料（例：火薬庫の占有に関する書類等） ※許可後に必要な手続き ・保安教育計画の認可申請 ・火薬類製造保安責任者等選任届出書（製造保安責任者、同代理者及び製造副保安責任者）
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他留意事項	○火薬庫を所有せず、占有する場合は、「火薬類製造営業許可申請」を行う際に、火薬庫の占有に関する資料（火薬庫賃貸借契約書等）を提出させ、その確認をもって、貯蔵の許可（火薬庫、火薬庫外貯蔵場所、火薬庫を所有し、又は占有しないこと）は不要とする。

2	火薬類製造施設等変更許可申請 【様式第4】
適用	法第10条の規定により火薬類製造施設を変更する場合
申請書類	○火薬類製造施設等変更許可申請書（様式第4） ○変更の概要を記載した書面 ○その他必要に応じ求める資料
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

3	完成検査申請 【様式第14】
適用	法第15条の規定により完成検査を行う場合
申請書類	○完成検査申請書（様式第14）
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

4	危害予防規程（変更）認可申請 【様式第2】
適用	法第28条の規定により危害予防規程の制定又は変更を行う場合
申請書類	○危害予防規程（変更）認可申請書（様式第2） ○危害予防規程本文 ○変更の場合は、当該変更の概要を記載した書面
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

5	保安教育計画（変更）認可申請 【様式第2号】
適用	法第29条の規定により保安教育計画の制定又は変更をする場合
申請書類	○保安教育計画（変更）認可申請書（様式第2号） ○保安教育計画書本文 ○変更の場合は、当該変更の概要を記載した書面 ○その他必要に応じ求める資料
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

6	保安検査申請 【様式第18】
適用	法第35条の規定により保安検査を実施する場合
申請書類	○保安検査申請書（様式第18）
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

販売

7	火薬類販売営業許可申請 【様式第6】
適用	法第5条の規定により火薬類を販売する場合
申請書類	○火薬類販売営業許可申請書（様式第6） ○事業計画書（記載事項：火薬庫の位置、種類、棟数、付近の状況、保安距離、構造設備の概要、貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量） ○定款の写し ○販売所の位置、構造及び設備を示す書類 ○その他必要に応じ求める資料（例：火薬庫の占有に関する資料等） ※許可後に必要な手続き ・保安教育計画の認可申請
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○もっぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しない場合は、（8. 火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請）を参照すること。 なお、新たに販売営業許可を受ける際は、貯蔵の許可及び保安教育計画の認可を受けなければならない。なお、競技用紙雷管のみの販売の場合は、規則第15条の（8）での貯蔵でも良いものとする。 【火薬類取締法令の解説（令和4年改訂版）P784 参照】 ○火薬庫を所有せず、占有する場合は、「火薬類販売営業許可申請」を行う際に、火薬庫の占有に関する資料（火薬庫賃貸借契約書等）を提出させ、その確認をもって、貯蔵の許可は不要とする。

8	火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請 【様式第1号】
適用	法第13条ただし書の規定による許可を受ける場合
申請書類	○火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請書（様式第1号） ○火薬庫共有に関する契約書の写し ○火薬庫外貯蔵場所指示書 ○火薬庫外貯蔵場所の構造図及び構造説明書 ○その他必要に応じ求める資料
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○土地の事情等のやむを得ない理由で火薬庫を所有又は占有していない者が、平成10年3月31日付平成10.03.30立局第一号通達に該当するとして法第13条ただし書の許可を受け、法第5条の販売営業の許可申請を行う場合がある。 ○また、上記の通達1（2）に該当する者が、火薬類取締法施行規則第15条の第8項「都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者」として指定の火薬量以下を貯蔵する場合は、火薬類庫外貯蔵場所指示申請を必要としない。

9	保安教育計画（変更）認可申請 【様式第2号】
適用	法第29条の規定により保安教育計画を定め又は変更する場合
申請書類	○保安教育計画（変更）認可申請書（様式第2号） ○保安教育計画（記載事項：保安教育の内容、方法及び時期） ※保安教育の内容については、製造者（規則第67条の4）、販売業者（規則第67条の5）、消費者（規則第67条の6）を参照 ○変更の場合は、当該変更の概要を記載した書面 ○その他必要に応じ求める資料
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

貯蔵

10	火薬庫外貯蔵場所指示申請 【様式第 20 号】
適用	法第 11 条第 1 項ただし書の規定により火薬類を火薬庫以外に貯蔵する場合
申請書類	○火薬庫外貯蔵場所指示申請書（様式第 20 号） ○火薬庫外貯蔵場所付近見取図 ○保管庫構造図 ○警報装置等の資料
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○指示の有効期間について 火薬庫外貯蔵場所指示の有効期間は、無期限とする。 権限移譲当初、業態に応じて指示の有効期限を設定していたが、令和 2 年度末に取扱いを変更し、全て無期限としている。 ○庫外貯蔵場所の技術基準について 規則第 15 条の（6）（ロ）及び（7）に規定する者の庫外貯蔵庫には、以下に掲げる技術基準を指導することが望ましい。 ・「火気厳禁」・「関係者以外立入禁止」等の掲示 ・キャビネット内へ木製の板の設置・・・規則第 16 条第 4 号ハ関係 ・自動警報装置の設置・・・規則第 16 条第 4 号ニ及び同号ホ関係 ・帳簿による管理・・・規則第 16 条第 4 号ヘ関係

11	火薬庫設置等許可申請 【様式第 7】
適用	法 12 条第 1 項の規定により火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可を受ける場合
申請書類	○火薬庫設置等許可申請書（様式第 7） ○火薬庫工事設計明細書（記載事項：火薬庫の位置、付近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備に関する資料） ○その他必要に応じ求める資料 ※許可後に必要な手続き ・火薬類取扱保安責任者等選任届出書 （取扱保安責任者、同代理者及び取扱副保安責任者）
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

12	完成検査申請 【様式第 14】
適用	法第 15 条の規定により火薬庫の完成検査を行う場合
申請書類	○完成検査申請書（様式第 14）
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

13	保安検査申請 【様式第 18】
適用	法第 35 条第 1 項の規定により保安検査を実施する場合
申請書類	○保安検査申請書（様式第 18）
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

譲渡・譲受

14	火薬類譲渡（譲受）許可申請 【様式第9・様式第10】
適用	法第17条の規定により火薬類を譲渡又は譲受する場合
申請書類	○火薬類譲渡許可申請書（様式第9） ○火薬類譲受許可申請書（様式第10） ○火薬類譲渡（譲受）許可申請理由書 ○火薬類の種類 ○危険予防の方法 ○その他、譲り渡し、又は譲り受ける火薬類に関する資料
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○譲渡許可申請の際は譲渡許可証及び譲受人記載欄、譲受許可申請の際は譲受許可証及び譲渡人記載欄を交付。 ○許可証返納について 譲受・譲渡許可証返納時は、受付印を押印し、台帳補助簿があるものは、台帳補助簿へ、台帳補助簿がないものは、許可申請書綴りへ編冊する。

15	火薬類譲受・消費許可申請 【様式第50】
適用	法第17条第1項及び法第25条第1項の規定により火薬類を譲受及び消費する場合
申請書類	○火薬類譲受・消費許可申請書（様式第50） ○火薬類消費見積実績表 ○消費に伴う危険予防説明書 ○消費計画書（火薬の種類、消費の方法、危害予防の方法、火薬類取扱従事者名簿、火薬類の貯蔵方法、火薬類の運搬方法） ○火薬類保安責任者免状の写し ○消費場所の図面 ○火薬庫の帳簿の写し ○火薬類保管承諾書、庫外貯蔵場所指示書（火薬庫を持たない場合）
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	○1か月に25kg以上消費する場合は、年度終了後30日以内に火薬類消費報告書（様式第19号）を提出させる必要がある。（規則第81条の14）

※産業火薬について、以下を参照すること。

火薬類の種類・消費目的		許可・届出・報告	備 考	
爆発・火薬類	鉱業用に使用	火薬類譲受・消費許可	消費については鉱山保安法等が適用される	
	砕石・土木工事	火薬類譲受・消費許可 取扱保安責任者選任 消費報告（年1回）	25 kg未満（1月）	1日の消費数量が25 kgを超えるときは火薬類取扱所が必要
			25 kg以上（1月）	
火工品	建設用びょう打ち銃用空砲	火薬類譲受・消費許可	401 個以上（1日）	火薬量 0.4 kg 以下に限る
		火薬類譲受許可	400 個以下（1日）	
	コンクリート破砕器	火薬類譲受・消費許可	151 個以上（1日）	
		火薬類譲受許可	150 個以下（1日）	
	と殺用空砲	火薬類譲受・消費許可		
	ロープ発射用ロケット	火薬類譲受・消費許可		
	救命索発射用銃用空砲	火薬類譲受・消費許可	緊急用は譲受許可のみ	
	航空機用火工品（緊急時使用）	火薬類譲受許可		
	模型ロケット用噴射推進器	火薬類譲受許可	黒色火薬使用で 20g 以下 (A 型～C 型)	
		火薬類譲受・消費許可	黒色火薬使用で 21g 以上 (D 型～J 型)	
	油井用火工品	火薬類譲受・消費許可		
	煙火	火薬類（煙火）消費許可	マニュアル内「煙火消費」参照	

※1 火薬類の種類、場所、日時、危害予防の方法の変更は新たな許可が必要。

その他の変更については、記載事項変更届を提出すること。

2 工事終了後で残った火薬類を譲り渡す場合には、火薬類譲渡許可申請が必要となる。

16	火薬類譲渡・譲受許可証書換申請 【様式第12】
適用	法第17条第7項の規定により許可証の記載事項に変更が生じた場合
申請書類	○火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書（様式第12） ○書換前の許可証
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	申請書の変更事項欄以外の変更があった場合は、書換ではなく再度申請が必要

17	火薬類譲渡・譲受許可証再交付申請 【様式第13】
適用	法第17条第8項の規定により許可証の再交付が必要な場合
申請書類	○火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書（様式第13） ○申請の理由が譲渡許可証又は譲受許可証の汚損であるときは、汚損した当該許可証
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	紛失による再交付の場合で、紛失した許可証を発見した場合は、当該許可証を福岡市消防局指導課へ返却するよう指導する。

輸入

18	火薬類輸入許可申請 【様式第27】
適用	法第24条の規定により火薬類を輸入する場合
申請書類	○火薬類輸入許可申請書（様式第 27） ○輸入する火薬類の明細書 《火薬・爆薬》 成分及び配合比を記載した書類 《火工品》 構造及び組成を記入した書類 ○貯蔵又は保管場所に関する資料 《火薬庫》 最新の保安検査証の写し（保安検査証が交付されていない場合は完成検査証の写し） 《火薬庫外所蔵場所》 最新の火薬庫外所蔵場所指示書の写し（規則第 15 条の表（8）により貯蔵する場合は、貯蔵する火薬類の種類及び数量等の資料） ○輸入の目的に応じて、次のいずれかの許可書の写し 火薬類販売営業許可証または火薬類製造営業許可証 ○注文票（インボイス、船荷証券等） ○必要に応じ、輸入承認証明書または承認済の輸入承認申請書の写し
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。
その他 留意事項	（申請書の記載事項に変更がある場合） ○許可申請書等記載事項変更届出書（様式第 11 号） 申請書記載事項中、火薬類の種類及び数量、輸入の目的並びに輸入港名を変更した場合には、新たに許可を受け、その他の変更については、当変更届出書を提出する。 （輸入後の手続き） ○火薬類安定度試験結果報告書（様式第 14 号） 添付書類：試験を実施した火薬類の種類、数量及び製造年月日並びに試験実施期日、試験方法及び試験成績を記載した書類 ○火薬類輸入届（様式第 28） 添付書類：輸入許可書の写し、・積載船名及び陸揚げ日等が確認できる書類・注文票（輸入許可申請時に添付できなかった場合）

消費（煙火）

19	火薬類（煙火）消費許可申請【様式第 29】																											
適用	花火大会の主催者等が法第 25 条第 1 項の規定による火薬類（煙火）の消費許可を受ける場合																											
申請書類	○火薬類消費許可申請書（様式第 29） ○次に掲げる項目が記載された煙火消費計画書（別紙第 1 参照） 消費の方法、煙火の製造業者の氏名・名称、消費場所において煙火を取扱う者の氏名・免状種別等、消費場所付近の見取り図、不発煙火の回収計画に関すること、花火大会関係者の連絡先等、その他必要事項 ○次に掲げる項目が記載された鮮明な図面（別紙第 2 参照） 規則第 56 条の 4 第 4 項第 1 号に規定する距離（以下「保安距離」という。）の範囲、警戒人（警戒船）の配置状況、消火器・消防車等の配置状況、主な観覧場所、花火大会本部の位置 ○小型煙火の性能に関する資料（筒内径及び性能により火の粉等の飛散が広範囲に及ぶもの等の区分を明記した資料） ○自主保安対策計画書（別紙第 3 参照） ○打揚筒及び仕掛煙火の固定方法を記載した書類 ○煙火置場・打揚筒・仕掛煙火等の設備に関する書類 ○その他必要な書類（ドローン飛行に関する許可書や承認書の写し等）																											
事務処理フロー	<table><tr><th>申請者</th><th>消防局指導課</th><th>公安委員会等</th></tr><tr><td colspan="3">事前相談・打合せ等</td></tr><tr><td>申請</td><td>手数料徴収・受付</td><td>意見照会 (申請書を添付) 参考資料①参照</td></tr><tr><td>実踏</td><td>実踏（関係機関合同）</td><td>実踏</td></tr><tr><td></td><td>書類審査</td><td>意見回答</td></tr><tr><td></td><td>伺書起案</td><td></td></tr><tr><td>消費許可書交付 申請書 1 部返却</td><td>決裁</td><td>通報 (公安委員会等)</td></tr><tr><td>査察結果通知票交付</td><td>立入検査</td><td></td></tr><tr><td>不発煙火回収報告書</td><td>受付</td><td></td></tr></table>	申請者	消防局指導課	公安委員会等	事前相談・打合せ等			申請	手数料徴収・受付	意見照会 (申請書を添付) 参考資料①参照	実踏	実踏（関係機関合同）	実踏		書類審査	意見回答		伺書起案		消費許可書交付 申請書 1 部返却	決裁	通報 (公安委員会等)	査察結果通知票交付	立入検査		不発煙火回収報告書	受付	
申請者	消防局指導課	公安委員会等																										
事前相談・打合せ等																												
申請	手数料徴収・受付	意見照会 (申請書を添付) 参考資料①参照																										
実踏	実踏（関係機関合同）	実踏																										
	書類審査	意見回答																										
	伺書起案																											
消費許可書交付 申請書 1 部返却	決裁	通報 (公安委員会等)																										
査察結果通知票交付	立入検査																											
不発煙火回収報告書	受付																											

審査基準及び 特記事項	【指導要領】 ○申請者に対し、実施について警察、国土交通省福岡空港事務所（航空機航路関係）、公園管理事務所、漁業協同組合、消費場所付近の自治会等の関係機関と十分に協議・調整を行っているかを確認する。 ○申請書の記載にあつては次に掲げる事項に留意する。 ・申請者は花火大会等の主催者であること。 ・名称の欄には、花火大会等の主催者又は主催団体を記載すること。 ・火薬類の種類及び数量の欄には、打揚煙火の大きさごとの数量及び仕掛煙火の種類ごとの数量を記載すること。 ・目的の欄には、「〇〇祭り花火大会」等具体的に記載すること。 ・場所の欄には地番まで正確に記載すること。 ・日時（期間）の欄には、消費する年月日及び消費時間を記載すること。 ・雨天等により消費を順延する場合は併記すること。 なお、順延日が決定している場合は、消費予定日から起算して 30 日以内に、4 日まで順延日を併記することが出来る。順延が決定した場合は、福岡市消防局予防部指導課保安係にその旨を連絡すること。 ・危険予防の方法の欄には、規則第 56 条の 4 に定める消費の基準を遵守する旨記載するほか、消費場所の実態に応じた危険防止等の措置を記載すること。 ○保安距離については、地形や風の影響を十分に考慮し、火の粉が到達しない保安距離を確保するとともに、地理的状況、会場の警備状況及び火災の予防・消火体制に応じて、煙火の種類を制限する等保安上の措置を講じること。 ・打揚煙火（別表第 1） 空中に打ち揚げず、投下又は固定した状態で開発する煙火であっても、打揚煙火と同様の開発形状と認められるものは、打揚煙火の保安距離を適用する。 ・仕掛煙火（別表第 3） ○車両を煙火置場とする場合は、次に掲げる項目に注意すること。 ・煙火等は木箱又は段ボール箱等に収納し、箱には確実に蓋をし、シートでおおいをすること。 ・煙火の出し入れ方向は、できるだけ打揚方向と反対方向とすること。 ・煙火置場の内部には、電気配線を露出させないこと。 ・車両のエンジンは停止し、車輪を固定すること。 ○打揚筒の固定及び設定方向については、次に掲げる項目に注意すること。 ・打ち揚げられた煙火は風の影響を受けやすいので、消費場所では筒が観客席の方に傾かないよう固定すること。 ・打揚筒を立てる場合の地面の状態に注意し、平面であることを確認して筒を設定すること。
------------------------	---

	・打揚筒は筒の大きさに応じて、発射の衝撃等でも発射角度が変わらないように確実に固定すること。 ・点火者の災害防止のため、必要に応じ畳等の有効な防護具を打揚筒と点火者との間に立てること。 ・多数の煙火玉を連続して打揚げる場合の打揚筒の固定は、複数の打揚筒を鉄板で溶接して接続したもの、木枠に入れて接続したもの等を適宜組み合わせるなどして全体の重量を増し杭、土のう等で固定し打揚筒を安定させること。 ・打揚筒を船上、軟弱な地面等に設置する場合は、打揚筒の大きさに応じて底部分に土のう、角材、厚板等を敷き、発射の衝撃で打揚筒が著しく土中に埋没すること、船の甲板を破壊すること等により筒の角度が変わらないように十分に補強すること。 ・打揚筒を防波堤等のコンクリート上に設定する場合は、打揚筒の底部分に畳床、土のう、木板等を敷くなどして発射の衝撃を緩和し、筒の角度が変わらないような措置を講じること。 ・斜め打ちについては、別に定める基準に適合させること。 ○規則第 56 条の 4 第 4 項第 11 号に規定する防護措置及び安全対策については、別表第 3 に定める。 ○保安距離内に建物等がある場合 主催者関係者に対し、保安距離内にある建物等の所有者、関係者等と煙火の消費に関する承諾、煙火を消費する時間帯に保安距離内に立ち入らないことの承諾等に関する十分な協議を行うよう指導する。 ○煙火消費作業従事者について 煙火消費の業務に従事する者については、公益社団法人日本煙火協会が発行する煙火消費保安手帳の交付を受けた者であること。 ○小型煙火について 製品によっては、石膏等の固形物が飛散する場合があるため、保安距離外であっても、打揚方向等に留意すること。 ○無人飛行機（ドローン等）について 煙火の準備作業中から終了の措置が終わるまでの間は、保安距離内での無人飛行機の飛行を禁止すること。
その他 留意事項	（申請書の記載事項に変更がある場合） ○許可申請書等記載事項変更届出書（様式第 11 号） ・許可後、申請書記載事項中の火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を変更する場合は、新たに許可を受け、その他の変更については、当変更届出書を提出する。 ・規則第 81 条の 14 表 11 参照。 ○中止基準について 規則第 56 条の 4 第 4 項第 2 号に規定する煙火の消費に関する中止につい

	て、中止する基準の例は以下に掲げるものとする。 ・概ね樹木の大枝が動く程度の風（風速 10m以上の風）が地上で計測された場合 ・火災警報発令、大雨等で保安上の支障が認められる場合 ・海上で消費する際、強風により波浪が高く打揚筒が大きく傾斜して打揚方向が変わる危険性を認める場合 ・大雨等のため、打揚火薬及び煙火玉の導火線（親みち）及び速火線が吸水又は吸湿するおそれがある場合 ・その他、天候、会場の状況等を考慮して中止することが望ましいと認める場合、申請者、打揚従事者、警察等と十分に協議した上で、中止を決定すること。 ○公安委員会への意見照会については、参考資料①に基づき実施すること。
--	--

煙 火 消 費 計 画 書 (様 式 例)

(打揚日 年 月 日)

1 消費の方法

(1) 打揚煙火の消費順序の概要

※煙火の種類	※※打揚煙火の大きさ別の数量	消費時間	消費従事者責任者氏名

備考 1 ※印の欄は、単発、連発又はスターマイン等の別を記載してください。

2 ※※印の欄は、スターマインを含んだ数量を記入してください。

(2) 仕掛煙火の消費順序の概要

※煙火の種類	仕掛煙火の大きさ別の数量	消費時間	消費従事者責任者氏名

備考 1 ※印の欄は水中花火、粹及び小型煙火等の別を記載してください。

2 小型煙火のうち、V字打ち、斜め打ち等の特殊な消費については、その旨を明示してください。

(3) 打揚筒及び煙火玉の離隔距離及び防護措置

番号	打揚煙火の大きさ	点火方法	離隔距離 (※1)	防護措置・安全対 策 (※2)	その他の措置 (※3)
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			
		直・遠			

(※1) 20m未満の場合に記入してください。(直径3cm未満の打揚煙火は対象外です。)

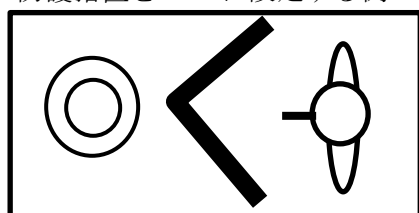
(※2) 離隔距離の欄を記入した場合は記入してください。

「防護措置」とは、離隔距離及び煙火玉の直径に応じて次に掲げるもの、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上とします。

- ・ 2mm～28mm厚のポリカーボネート板
- ・ 1～7枚の畳床
- ・ 1.7mm、2.3mm、4.6mm又は8.1mmの鋼板

8号玉(24cm)を離隔距離5m未満で消費する際、防護措置を45°に設定する場合は20mm厚のポリカーボネート板、5枚の畳床又は5.8mmの鋼板でも使用可能とします。

防護措置を45°に設定する例



「安全対策」とは、ヘルメットの着用、2～4mm厚のポリカーボネート板又は畳床を指します。

(※3) 火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第14号に規定する軽量の飛散物となる材質の打揚筒を使用する場合は、当該材質を記入してください。

その他、火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第13号に規定する距離に関することを記入してください。

② 点火の方法

備考 スターマインは連発欄に含みます。

③ 打揚筒の固定方法

- ☐ 地面に杭打ちし、筒の上下2箇所以上を固定する。
☐ 筒立器を使用する。
☐ その他

()

④ 打揚従事者の防護措置として使用するもの

- ☐ 畳床
☐ ポリカーボネート板
☐ 鉄板
☐ その他

()

(5) 煙火置場（該当の□にレを記入してください。）

① 構造

- ☐ 建物
☐ テント張り
☐ 車両
☐ その他

()

② 船上花火における煙火置場の防護措置（焼き金を用いた早打ちの場合）

- ☐ 畳床
☐ 鉄板
☐ 木板
☐ その他

()

2 消費する煙火の製造業者等

区 分	法人名又は氏名	住 所	代表者氏名
国 産			
輸 入			

備考 輸入の欄については、販売業者等を記入してください。

3 煙火消費作業従事者

事業者名：

代表者名

[illegible]

備考

- ① 作業分担の欄は、総括責任者に◎、打揚責任者に○、仕掛責任者に△、少人数の場合等で各責任者を兼務する場合は、(全)と記入してください。
- ② 作業現場の欄については、打揚又は仕掛の現場名等の別を記入してください。

4 消費場所付近の見取図

図面を別に添付する。

5 不発煙火の回収計画

指揮する者の氏名	回 収 の 方 法

6 花火大会関係者の連絡先等

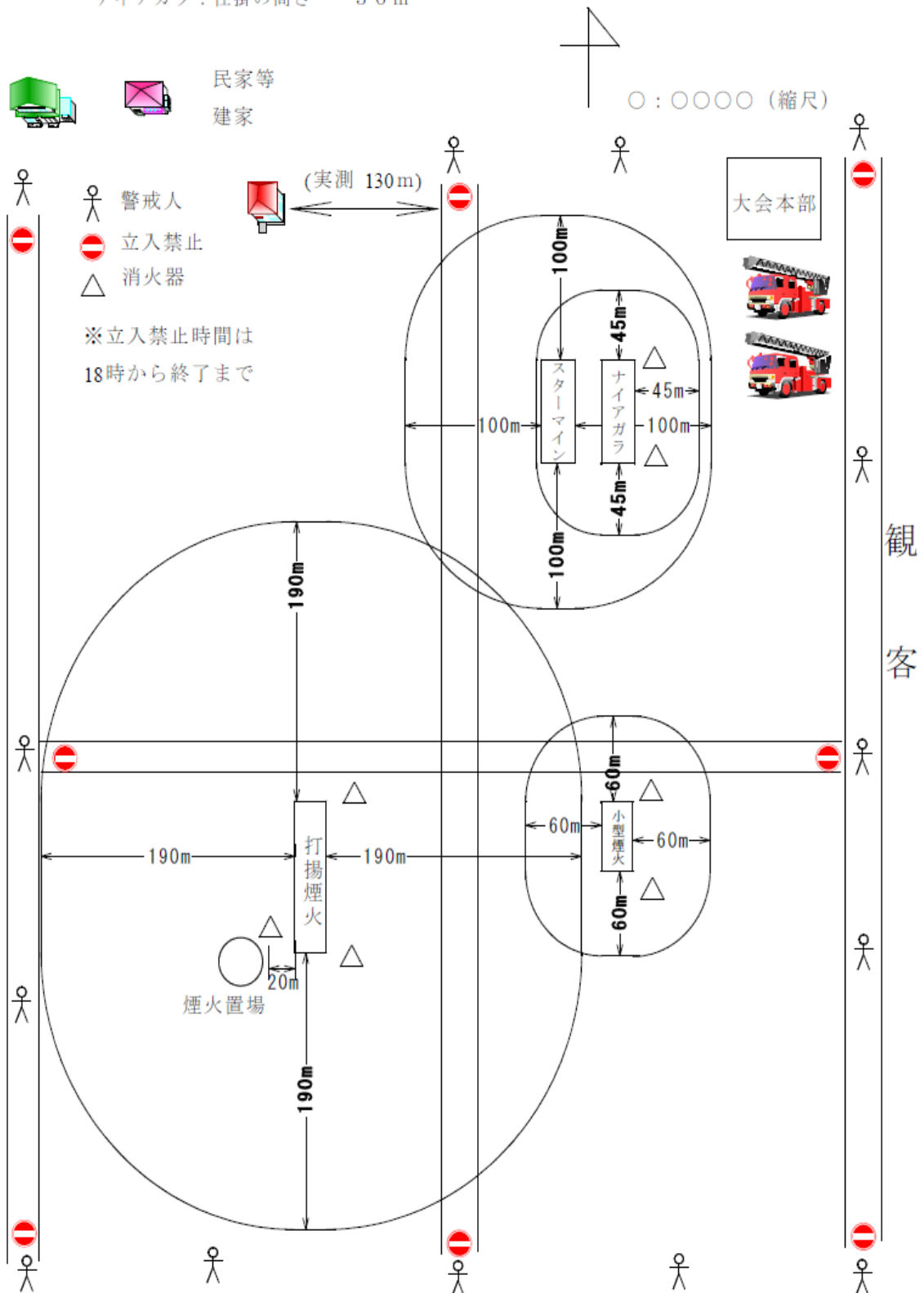
大 会 関 係 者	法人名等	役職	氏名	電話番号
大 会 責 任 者				
大 会 副 責 任 者				
花 火 大 会 等 相 談 窓 口 担 当				
イベント会社責任者				
煙火打揚業者責任者				

消費場所付近の見取図

例 ・打揚煙火：打ち揚げる煙火玉の最大が6号玉
・スターマイン：打ち揚げる煙火玉の最大が3、5号玉
・小型煙火（星）：保安距離 60m
・ナイアガラ：仕掛の高さ 30m

(添付図面例)

図面作成者所属・氏名
(〇〇商工会 博多太郎)
図面作成年月日
(平成〇〇年 6月 10日)



自主保安対策計画書（記載例）

◎ 大会名 ○○○○花火大会

◎ 打揚日時 ○○年○○月○○日 ○○時○○分～○○時○○分

◎ 場 所 福岡市○○区○○一丁目○○番○○号 ○○公園内

※ 花火大会の開催の有無については、各関係機関と天候等を検討及び協議した上で、当日の○○時まで意思決定を行う。

※ 中止又は延期の場合は、その旨を直ちに各関係機関へ連絡を行う。

1 警戒体制

(1) 煙火消費箇所については、煙火搬入時（○○時○○分）直ちに立て看板又はロープ等による一般者の進入防止措置を行う。

○位 置 A・B地点（例）

○時間帯 ○○時○○分～○○時○○分

(2) 立入禁止区域については、要所に立て看板又はロープ等を用いて明確にして警戒人を配置する。また、花火大会関係者以外の者が立入禁止区域内に入っていないことを確認する。

○位 置 C・D・E・F・G・H・I・J 地点（例）

○時間帯 ○○時○○分～○○時○○分

○人 数 ○○人

※ 立入禁止区域については、当日の風向き等に応じて事前に拡大措置をとる。

※ 大会本部と各警戒人との連絡は、トランシーバー又は携帯電話で行う。

2 消火体制

(1) 初期消火体制として、消費場所及びその周辺に水バケツ及び消火器等を準備する。

(2) 消防ポンプ車（○台）を待機させる。 K地点（例）

(3) ○○○○（下草等）については、十分な事前散水を行う。（また、事後散水も行う。）

3 不発煙火（黒玉）回収

(1) 煙火消費終了直後は、不発煙火回収班（煙火業者及び主催者）により保安距離範囲内及びその周辺の回収作業を行う。

(2) 煙火消費終了の翌日の早朝には、不発煙火回収班（煙火業者及び主催者）により、再度徹底した回収作業を行う。

※ 万一、不発煙火を発見した場合は、水バケツに浸した後、煙火業者が当該不発煙火を持ち帰り適切に処分する。

※ 不発煙火回収班（煙火業者及び主催者）及び土地所有者等へ不発煙火の危険性及び

発見した場合の対策等の周知徹底を図る。

4 緊急連絡体制（例）

福岡市消防局 予防部指導課	092-725-6615・119 担当：〇〇
〇〇警察署〇〇課	092-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇消防署	092-〇〇〇-〇〇〇〇
花火大会関係者	092-〇〇〇-〇〇〇〇（担当携帯：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）
煙火業者等	092-〇〇〇-〇〇〇〇（担当携帯：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

別表第 1

打揚煙火の保安距離（表）

	保安距離		
玉の大きさ	打揚煙火 (スターマイン方式 を含む)	信号用打揚煙火	水中花火 (水面上で爆発さ せるもの)
2.5 号(7.5 cm)まで	65m	40m	50m
3 号(9 cm)	80m	65m	60m
3.5 号(10.5 cm)	100m	70m	80m
4 号(12 cm)	110m	75m	
5 号(15 cm)	180m	原則として、打揚煙火の保安距離を 準用する。	
6 号(18 cm)	190m		
7 号(21 cm)	200m		
8 号(24 cm)	220m		
10 号(30 cm)	250m		
15 号(45 cm)	300m		
20 号(60 cm)	400m		
30 号(90 cm)	600m		

1 手筒煙火について

噴出菓を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、または手でつかむことにより保持しながら、噴出口から火の粉を吹き出させるもの。

2 保安距離（表）

別表第 2

火薬量	保安距離（前後）	保安距離（左右）	筒相互間の距離
300g 未満	10m	5m	3m
300g 以上 600g 未満	20m	10m	3m
600g 以上 1200g 未満	30m	15m	3m
1200g 以上 1800g 未満	40m	20m	3m
1800g 以上 3000g 未満	60m	30m	5m

※手筒煙火の消費にあつては、上記の表の距離以上で、消費場所の状況及び気象状況に応じて観衆に火の粉が到達しない距離を確保すること。

3 取扱条件

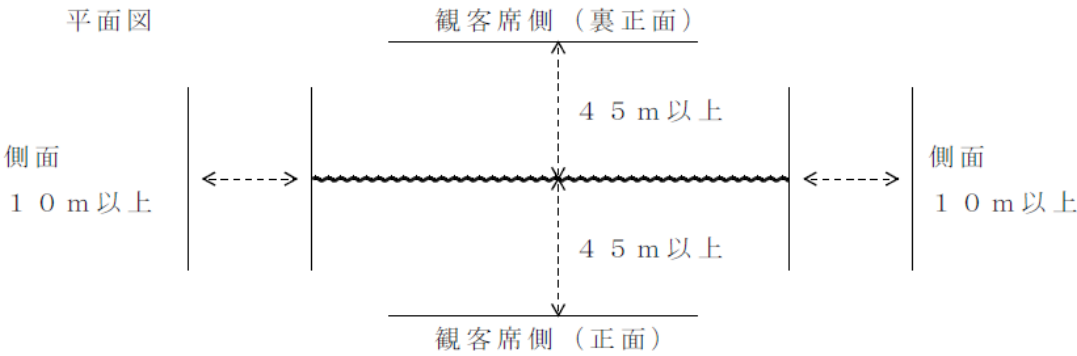
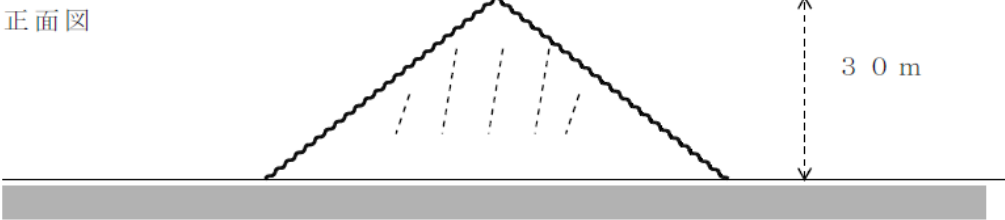
- (1) 消費中は、原則移動禁止とする。
- (2) 手筒煙火の吹き出し口及び筒底を観客に向けぬよう、手筒煙火を持つ姿勢には十分注意すること。

仕掛煙火の保安距離（表）

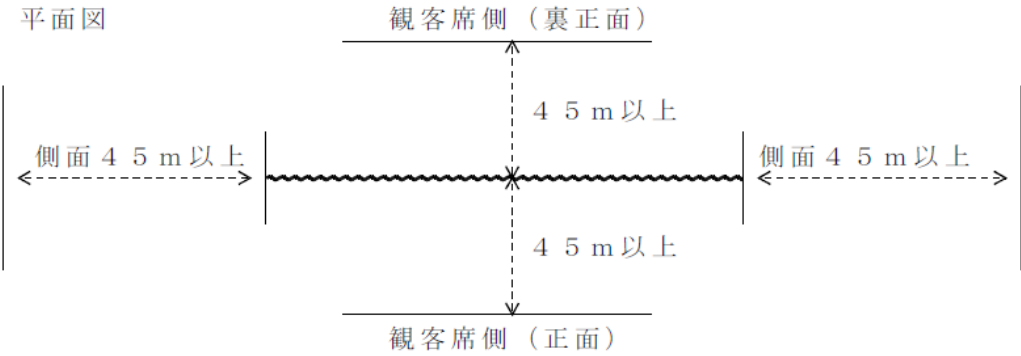
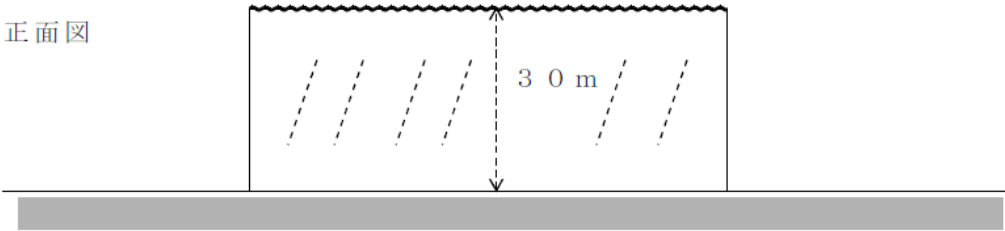
	仕掛煙火の内容等	保安距離
小型煙火	1 火の粉、火花の噴出、回転、音及び光（爆竹及びフラッシュ等）を現すもの。	噴出する火の粉等の高さの 2 倍又は煙火設置場所から火の粉等が到達する範囲の内最大の距離（以下、「最大飛散距離」という。）の 4 倍とする。 ただし、最低の距離は 10 m とする。
	2 星、乱玉、トラ、内筒（星、蜂及び笛等を包んだもの）等を打ち揚げるもの。（扇状となるもの等を含む）	最大飛散距離の 2 倍とする。（扇状等の前後左右で飛散距離が異なるものについては、それぞれの方向ごとに最大飛散距離の 2 倍とする。） ただし、最低の距離は 30 m とする。 なお、1 個に対する打揚筒の内径が 50 mm 以上のものについては、最低 50 m とする。 （通常の打揚筒を使用する単発のものは打揚煙火の保安距離を準用する。）
	3 玉を打ち揚げるもの	打揚煙火の保安距離を準用する。
枠・網仕掛	1 枠物 木及び竹等で組んだ枠に取り付けた焰管を一斉に燃焼させ、文字や絵型を演出するもの。	・正面方向 各煙火の真下から各煙火の高さの 1.5 倍とする。 ただし、最低の距離は 10 m とする。 ・側面方向 末端煙火の真下から当該煙火の高さの 1.5 倍とする。 ただし、最低の距離は 10 m とする。
	2 網仕掛 水平及び山形に張ったロープ等に取り付けた焰管を一斉に燃焼させ、滝及び山形等を演出するもの。	
特殊仕掛	1 地上花火 煙火玉を地上面で開発させるもの。	打揚煙火の保安距離を準用する。
	2 水中金魚 火の粉等を発する多数の焰管を水面に浮かべ走行させるもの。	・手投げの場合 投げる位置から最低 20 m とする。 ・筒から打ち込む場合 筒の位置から最低 30 m とする。
その他	上記以外の仕様のもの又は特殊な消費方法のもの。	別途個別に協議する。

枠・綱仕掛の保安距離例

1 仕掛の最大の高さが30mの山型の仕掛煙火



2 仕掛の最大の高さが30mの水平ナイアガラの場合

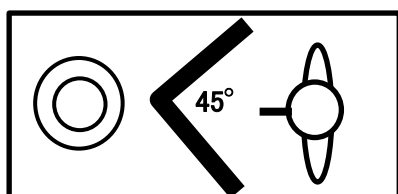


打揚筒と球状の煙火玉の離隔距離と防護措置

煙火玉の直径	打揚従事者と打揚筒との離隔距離（m）			
	5 m 未満	5 m 以上 10m 未満	10m 以上 20m 未満	20m 以上
3 cm超 15 cm以下 （5 号玉以下）	飛散物を遮断する 防護措置 例 2mm 厚ポリ カ※又は畳床	飛散物に対する安全対策 例 ヘルメット着用等		その他の 安全対策
21 cm以下 （7 号玉以下）	例 4mm 厚ポリ カ又は畳床	例 2mm 厚ポリカ 又は畳床		
24 cm以下 （8 号玉以下）	例 28mm 厚ポリ カ、畳床 7 枚又 は 8.1mm 厚鋼板 ※※	例 4mm 厚ポリカ 又は畳床	例 2mm 厚ポリカ又 は畳床	
30 cm以下 （10 号玉以下）	不可	飛散物の威力を 軽減する防護措置 例 8mm 厚ポリカ、 畳床 2 枚又は 2.3mm 厚鋼板	例 5.9mm 厚ポリカ、 畳床 2 枚又は 1.7mm 厚鋼板	
60 cm以下 （20 号玉以下）			例 16mm 厚ポリカ、畳 床 4 枚又は 4.6mm 厚 鋼板	
60 cm超 （20 号玉超）				
その他の 留意事項	・ 防護措置の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上のものとする。 ・ 4mm 厚ポリカーボネート板は 2mm 厚の当該板を 2 枚重ねたものでも使用 可能とする。 ・ 「不可」の欄はいかなる防護措置を講じても打ち揚げることはできない。			

※ ポリカーボネート板をこの表において「ポリカ」という。

※※ 防護措置を以下のように行う場合は、20mm 厚ポリカ、畳床5枚又は5.8mm 厚鋼板でもよいこととする。



福岡県警察本部生活保安課長

福岡市消防局予防部指導課長

火薬類の消費許可申請に伴う意見の聴取等の在り方の検討について（回答）

令和 6 年 7 月 9 日付け福警生保第 1092 号により依頼のあった件について、福岡県警察本部生活保安課と協議、検討した結果を下記のとおり回答します。

記

1 検討結果

(1) 「公安委員会の意見を聴かなければならない場合」の基準の制定について

火薬類取締法第 52 条第 1 項の規定により、公安委員会への意見聴取の基準を次のとおり定める。

【公安委員会への意見聴取の基準】

火薬類取締法第 52 条第 1 項の規定により「公安委員会の意見を聴かなければならない場合」として同法施行令第 13 条各項の規定により運用する。

なお、本文中の解釈は以下のとおりとする。

1 交通頻繁な道路

国道、県道及び人又は車両が間断なく通行する道路

2 公衆の集合する場所

花火大会が行われる場所、公園、学校、駅、病院、寺社境内、競技場、その他興行場等

3 市街地

商店街、繁華街、住宅街等の社会通念上市街地と認める場所

4 周辺の土地

交通頻繁な道路及び公衆の集合する場所から 100 メートル以内の地域

ただし、煙火の消費については、「100 メートル」を「その煙火の消費で求められる保安距離」と読み替える。

(2) 恒常的に消費される火薬類の意見聴取及び実踏について

年度当初の許可申請受付に際し、実施するものとする。ただし、消費方法及び保安距離内の状況等に変更があった場合はこの限りではない。

※ 恒常的とは、同一場所、同一種類及び同一数量の火薬類を消費することをいう。

(3) 火薬類の消費計画等の情報提供・共有要領について

意見の聴取を必要としない申請の場合であっても、火薬類取締法第 52 条第 2 項の規定による処分をしたときは、速やかに火薬類消費許可申請書（1 枚目）を電子データ化し、公安委員会（管轄警察署）へ電子メール等を用いて通報するものとする。

なお、管轄警察署は上記許可申請書を確認し、必要があれば、福岡市消防局に対して意見を行うことができるものとする。

※海上に台船を用いて煙火消費を実施する場合も、その消費が花火大会であれば、海上も花火大会が行われる場所に含まれる。

平成 30 年 3 月 13 日

1 斜め打ちの打揚場所

斜め打ちの打揚場所については、煙火の飛翔距離及び射出方向を考慮した海上とする。

2 斜め打ちの飛翔距離等

飛翔距離は、打揚地点から開発せずに着水した地点までの距離とし、保安距離は、打揚地点から着水地点までの間とする。

また、規制エリア内（海上）に当該保安距離が収まることを確認する。

3 斜め打ちの射出方向

斜め打ちの射出方向については、射出方向の延長線上に観客や保安物件が位置していた場合、火薬量の誤差、風速の強弱等により安全の確保を図ることができないおそれがあることから、射出方向の延長線上には観客及び保安物件がないよう、射出方向を設定する。

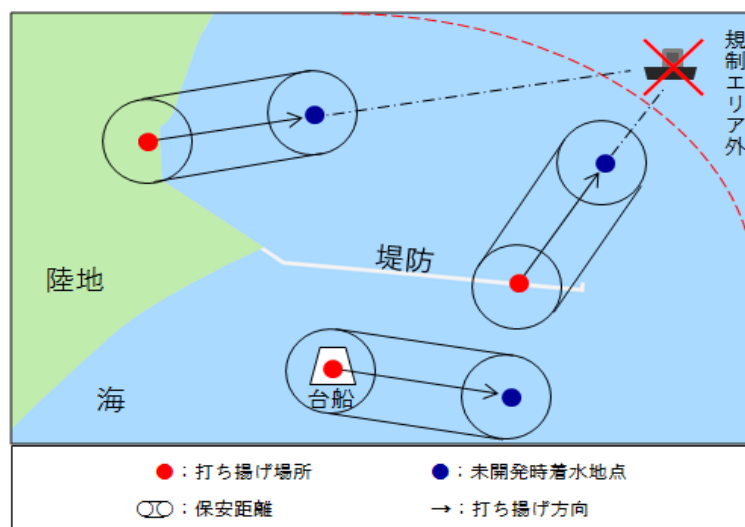
4 その他

(1) 添付書類

- ① 打揚場所から開発せずに着水する地点までの距離に関する書類
- ② 上記①の距離の根拠に関する書類
- ③ 打揚筒、フロート及び台船の固定状況に関する書類

(2) 海上の安全確保について

海上から花火を観覧するプレジャーボートなどが、規制エリア内のほか、規制エリア外であって射出方向の延長線上にあたる場所に侵入しないよう、申請者と警戒船（当該プレジャーボートなどに注意を促すものをいう。）とで連携を密に図るよう指導する。（下図参照）



廃棄

20	火薬類廃棄許可申請 【様式第30】
適用	法第27条の規定により火薬類を廃棄する場合
申請書類	○火薬類廃棄許可申請書（様式第 30） ○廃棄場所の付近見取図 ○従事者名簿 ○火薬類保安手帳又は火薬類取扱従事者手帳の写し ○その他必要に応じ求める資料
審査基準	○経済産業省が発出する通知等によるもの。

届出

21	火薬類製造施設（火薬庫）軽微変更届 【様式第 5】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫
根拠法令	規則第 8 条、第 14 条
適用	火薬類製造施設又は火薬庫の軽微な変更の工事をしたとき。
時期	完成後遅滞なく
添付書類	当該変更の概要を記載した書面
記載要領	・火薬類製造施設、火薬庫の別、該当するものに○で囲むこと。 ・変更の内容について具体的に記載すること。

22	火薬庫承継届 【様式第 8】
施設区分	火薬庫
根拠法令	法第 12 条の 2、規則第 14 条の 2
適用	火薬庫設置の許可を受けた者の地位を承継したとき。
時期	承継後遅滞なく
添付書類	承継されたことを証する書面（承継に関する契約書等）

23	火薬類輸入届 【様式第 28】
施設区分	その他（輸入者）
根拠法令	法第 24 条第 3 項、規則第 47 条
適用	火薬類輸入許可申請後に火薬を輸入したとき。
時期	輸入後遅滞なく
添付書類	○輸入許可申請時に添付できなかった場合は下記の資料を添付すること。 ・税関が許可する輸入許可通知書の写し ・積載船名及び陸揚地等が確認できる書類（エアウェイビル・船荷証券等） ・注文票（輸入許可申請時に添付できなかった場合）

24	危害予防規程変更届 【様式第 3】
施設区分	火薬類製造所
根拠法令	法第 28 条第 2 項、規則第 6 条第 9 項
適用	製造業者が軽微な変更の工事に伴い、危害予防規程を変更するとき。
時期	法令上の定めはないが、危害予防規程（変更）認可申請の届出時期に準じて、変更後に製造を開始するまでに
添付書類	○当該変更の概要を記載した書面 ○変更後の危害予防規程
記載要領	変更の内容について具体的に記載すること。

25	指定完成検査機関完成検査受検届 【様式第 16】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫
根拠法令	法第 15 条、規則第 42 条
適用	指定完成検査機関が行う完成検査を受検したとき。
時期	完成検査を受検した後、速やかに
添付書類	完成検査証の写し

26	完成検査記録届 【様式第 25】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫
根拠法令	法第 45 条の 3 の 10 第 1 項、規則第 44 条の 14 第 1 項
適用	認定完成検査実施者が完成検査を実施したとき。
時期	完成検査を行った後、速やかに
添付書類	完成検査を行った製造施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果を記載した書面

27	完成検査結果報告書 【様式第 17】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫
根拠法令	法第 15 条第 3 項、規則第 43 条
適用	指定完成検査機関が完成検査を行ったとき。
時期	完成検査を行った後、遅滞なく
添付書類	○完成検査の記録書 ○完成検査証の写し

28	指定保安検査機関保安検査受検届 【様式第 20】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫
根拠法令	法第 35 条第 1 項第 1 号、規則第 44 条の 3
適用	指定保安検査機関が保安検査を行ったとき。
時期	保安検査を行った後、速やかに
添付書類	特になし

29	保安検査記録届 【様式第 26】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫
根拠法令	法第 45 条の 3 の 10 第 2 項、規則第 44 条の 14 第 2 項
適用	認定保安検査実施者が保安検査を行ったとき。
時期	保安検査を行った後、速やかに
添付書類	保安検査を行った製造施設又は火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果を記載した書面

30	保安検査結果報告書 【様式第 21】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫
根拠法令	法第 35 条第 3 項、規則第 44 条の 4
適 用	指定保安検査機関が保安検査を行ったとき。
時期	保安検査を行った後、遅滞なく
添付書類	○保安検査の記録 ○保安検査証の写し

31	火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届出書 【様式第 8 号】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫、消費場所（煙火以外）
根拠法令	法第 30 条第 3 項及び法第 33 条第 2 項
適 用	火薬類製造（取扱）保安責任者等を選任（解任）したとき。
提出	選任（解任）した後、速やかに
添付書類	○免状の写し ○火薬類保安手帳の写し
記載要領	火薬類製造、取扱の別、該当するものを○で囲むこと。
留意事項	受付を行う際、保安係員が火薬類保安手帳に下記の事項を記載しなければならない。 ・選任年月日又は期間 ・選任区分 ・都道府県等確認印 ・事業所名 ・解任年月日 ※記載後、選解任のあった火薬類保安手帳の写しをとり、届書に添付すること。

32	定期自主検査計画（変更）届出書 【様式第 10 号】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫
根拠法令	法第 35 条の 2 第 2 項、規則第 67 条の 10
適用	定期自主検査の計画を定めたとき及び変更したとき。
時期	定期自主検査の計画を定めたとき及び変更したときは、速やかに
添付書類	定期自主検査の計画書

33	火薬類製造（販売）営業廃止届出書 【様式第 6 号】
施設区分	火薬類製造所、火薬類販売所
根拠法令	法第 16 条第 1 項
適用	火薬類の製造業者又は販売業者が、その営業の全部又は一部を廃止したとき。
時期	廃止した後、遅滞なく
添付書類	特になし
記載要領	火薬類製造、販売の別、該当するものを○で囲むこと。

34	火薬庫用途廃止届出書 【様式第 7 号】
施設区分	火薬庫
根拠法令	法第 16 条第 2 項
適用	火薬庫の所有者又は占有者が、その火薬庫の用途を廃止したとき。
時期	廃止した後、遅滞なく
添付書類	特になし
記載要領	残火薬類の措置に関しては、詳細に記載すること（譲渡許可申請を要する場合があるため）。

35	特定施設（火薬庫）使用休止届出書 【様式第 9 号】
施設区分	火薬類製造所、火薬庫
根拠法令	法第 35 条、規則第 44 条の 2 第 2 項
適用	火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者が、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であって経済産業省令で定めるもの（特定施設）又は火薬庫の使用を休止したとき
提出	特定施設又は火薬庫の使用を休止したとき、遅滞なく
添付書類○ 及び 記載要領●	○必要に応じて以下の書類を添付すること。 （１）前回の保安検査証（若しくは完成検査証） （２）休止する施設の図面及び写真 ●特定施設、火薬庫の別、該当するものを○で囲むこと。 ●休止の理由について具体的に記載すること。
その他 留意事項	規則第 44 条の 2 第 1 項：特定施設の範囲については、危険工室、火薬類一時置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造施設用工室及び移動式製造設備とする。

36	火薬庫外貯蔵場所廃止届出書 【様式第 22 号】
施設区分	火薬庫外貯蔵場所
根拠法令	規則第 15 条第 1 項
適用	火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者が、火薬庫外貯蔵場所を廃止したとき。
時期	火薬庫外貯蔵場所を廃止した後、遅滞なく
記載要領	残火薬類の措置に関しては、詳細に記載すること（譲渡許可申請を要する場合があるため）。

37	火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届出書 【様式第 21 号】
施設区分	火薬庫外貯蔵場所
根拠法令	細則第 10 条第 3 項
適用	火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者が、指示書に記載されている内容を変更したとき。
時期	記載事項の変更後、遅滞なく
添付書類	○変更の内容を証する書面 ○火薬庫外貯蔵場所指示書の写し
記載要領	許可の別については、火薬庫の設置、輸入、消費、廃棄の該当するものを○で囲むこと。

38	許可申請書等記載事項変更届出書 【様式第 11 号】
施設区分	火薬庫、消費場所（煙火、煙火以外）、その他（輸入者、廃棄者）
根拠法令	規則第 81 条の 14
適用	規則第 81 条の 14 の表 7、10、11 及び 14 の項の規定による届出を行おうとしたとき。
時期	・表 7 の項にあつては、事前に又はその事実を知った場合においては遅滞なく ・表 10、11 及び 14 の項にあつては、変更後遅滞なく
添付書類	変更の内容を証する書面

39	火薬類所有権取得届出書 【様式第 12 号】
根拠法令	法第 21 条第 6 号又は 7 号、規則第 81 条の 14 の表 15
適用	法第 21 条第 6 号又は 7 号の規定により、相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得したとき。
時期	変更後、遅滞なく
添付書類○ 及び 記載要領●	○相続、遺贈又は法人の合併の事実を証する書面 ●取得の理由については、該当するものを○で囲むこと。

40	許可等申請取下届出書 【様式第 26 号】
根拠法令	細則第 12 条
適用	許可又は認可の申請をした者が、当該許可又は認可を受ける前に当該申請を取り下げようとするとき。
時期	許可又は認可の申請の取下げが決定したときは、遅滞なく
記載要領	取下げの理由について詳細に記載すること。

41	定期自主検査終了報告書 【様式第 13 号】
根拠法令	法第 35 条の 2 第 3 項
適用	火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者が、定期自主検査を終了したとき。
時期	定期自主検査が終了したときは、遅滞なく
添付書類	実施した定期自主検査の結果を証する書面

42	火薬類安定度試験結果報告書 【様式第 14 号】
根拠法令	法第 36 条、規則第 57 条～第 64 条
適用	火薬類を輸入した者又はその製造後、経済産業省令で定める期間を経過した火薬類を所有する者。
時期	安定度試験を行ったときは、遅滞なく
添付書類	試験方法及び試験結果を証する書面
その他 留意事項	・硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあつては、製造後 1 年（製造年月日が不明なものは製造後 2 年以上を経過したものとみなす）。 ・硝酸エステルを含有しない爆薬にあつては、製造後 3 年（製造年月日が不明なものは製造後 3 年以上を経過したものとみなす）。

43	火薬類製造報告書 【様式第 15 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
適用	火薬類の製造業者
時期	年度終了後 30 日以内
記載要領	その年度に製造した火薬類の種類、数量を集計し記載すること。

44	火薬類販売報告書 【様式第 17 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
適用	火薬類の販売業者
時期	年度終了後 30 日以内
記載要領	火薬類の種類、前年度繰越数量、受入数量、販売数量、年度末数量を記載すること。
その他 留意事項	競技用紙雷管又は法第 17 条第 1 項ただし書の規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した無添加塑性爆薬になるものを除く。

45	火薬類出納報告書 【様式第 18 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
適用	火薬類の所有者又は占有者
時期	年度終了後 30 日以内
記載要領	火薬類の種類、前年度末在庫数量、入庫数量、出庫数量、年度末在庫数量を記載すること。

46	火薬類消費報告書 【様式第 19 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
適用	火薬庫の所有者若しくは占有者又は経済産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者
時期	年度終了後 30 日以内
記載要領	火薬類の種類、前年度繰越数量、受入数量、消費数量、年度末数量を記載すること。
その他 留意事項	無添加可塑性爆薬（規則第 19 条第 4 項各号の一に該当する可塑性爆薬であって国の行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。）に係るものを除く。

47	許可申請書等記載事項変更報告書 【様式第 16 号】
根拠法令	規則第 81 条の 14
適用	規則第 81 条の 14 の表 2、5 及び 9 の項の規定による報告をしようとしたとき。
時期	変更があった際は、遅滞なく
添付書類 及び 記載要領	○変更の内容を証する書面 ●許可の別については、製造、販売、火薬庫の設置の該当するものを○で囲むこと。

48	不発煙火回収報告書 【第 5 号様式】
根拠法令	煙火消費計画書の記載によるもの
適用	煙火消費終了後、不発煙火回収作業を行ったとき。
時期	不発煙火回収作業を行った後、遅滞なく
その他 留意事項	不発煙火（黒玉）の回収が無かった場合 →FAX、郵送又は電子申請システムで報告。 不発煙火（黒玉）の回収があった場合 →当該報告をさせ、事故報告事案に該当する場合は、必要事項を聴取する。

保安教育計画を定めるべき消費者の指定等

49	保安教育計画を定めるべき者の指定書 【様式第 23 号】
根拠法令	法第 29 条第 4 項、規則第 67 条の 7
適用	法第 29 条第 4 項に該当し、福岡市長が災害の発生を防止するため特に必要があると認める者
時期	福岡市長が保安教育計画を定めるべき者として指定したとき
留意事項	多量消費者又は長期間消費者の全てについて指定する必要はなく、災害発生の危険が高いと考えられる者を指定することとする。

50	保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書 【様式第 24 号】
根拠法令	規則第 67 条の 7 第 4 項
適用	保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者が、指定の要件を欠くに至ったと認められるとき。
時期	消費者が指定の要件を欠くに至ったと認められるとき
留意事項	指定取消の要件：指定した消費者が、1 か月に火薬又は爆薬消費量が 25 kg 未満になったとき、又は指定を取り消しても災害の発生を防止上支障ないと認めたとき。

51	保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知書 【様式第 25 号】
根拠法令	規則第 67 条の 7 第 3 項、同第 4 項
適用	規則第 67 条の 7 第 3 項の規定による場合又は同第 4 項の申請があった場合において保安教育計画を定めるべき者として指定した消費者の指定を取り消すとき。
時期	消費者が指定の要件を欠くに至ったと認められるとき

第3 事務処理の要領について

1 受付

申請等を受付するときは、(手数料の納付が必要な場合は、納付確認後) 予防業務管理システム(以下、「予防システム」という。)で受付の番号を採番の上、申請等の書類に受付印を押印し、採番した番号を記入する。

※ 電子情報処理組織を介して提出されたものについては、下記の通りの取扱いとする。

(1)申請等の部数は、細則第3条第2項の規定によらず、福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を適用する。

(2)受付印は不要とする。

2 許可(譲渡(譲受)、譲受・消費、煙火以外)

審査の結果、申請を許可するときは、申請書に申請許可印(第7号様式)*¹を押印、予防システムで許可の番号を採番したのち、決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書を返付する。

3 認可

審査の結果、申請を認可するときは、申請書に申請認可印(第8号様式)*²を押印、予防システムで認可の番号を採番したのち、決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書を返付する。

4 完成検査

検査前に、申請書に基準適合印(第10号様式)*³を押印、予防システムで検査の番号を採番したのち、決裁を行う。検査の結果、基準に適合すると認めるときは、検査場所において、当該番号及び決裁日を記入した申請書の返付及び完成検査証(様式第15)の交付を行う。

5 保安検査

検査前に、申請書に基準適合印(第10号様式)を押印、予防システムで検査の番号を採番したのち、決裁を行う。検査の結果、基準に適合すると認めるときは、検査場所において、当該番号及び決裁日を記入した申請書の返付及び保安検査証(様式第19)の交付を行う。

6 譲渡(譲受)許可、譲受・消費許可

受付後、必要があれば意見照会に係る起案を行い、決裁後に公安委員会(管轄の警察署)へ意見照会書(第1号様式)及び申請書一式を送付する。

令第13条第1項第1号に該当しないときは、意見照会不要。

審査の結果、申請を許可するときは、申請書に申請許可印(第7号様式)を押印、予防システムで許可の番号を採番したのち、決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書の返付及び火薬類譲渡(譲受)許可証(様式第11)、譲受(譲渡)人記載欄の交付を行う。

公安委員会(福岡県警察本部)への通報を起案し、決裁後、通報書(第2号様式)及び許可証の写しを送付する。

7 火薬類（煙火）消費許可

受付後、意見照会に係る起案を行い、決裁後に公安委員会（管轄の警察署）へ意見照会書（第 1 号様式）及び申請書一式を送付する。意見照会実施後、管轄警察署と調整し実踏を行う。

意見回答の後、申請書に申請許可印（第 7 号様式）を押印、予防システムで許可の番号を採番したのち、決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書を返付する。

公安委員会等（管轄の警察署及び煙火消費が海上へかかる場合は海上保安庁も含む）への通報を起案し、決裁後、通報書（第 2 号様式）及び許可印押印済の申請書を送付する。必要に応じて、消費当日は立入検査を実施する。

意見照会後において、細則第 12 条に規定する許可等申請取下届出書を受付した場合は、第 3 号様式により公安委員会（管轄の警察署）に対し、意見聴取の取下げを行う。

8 庫外貯蔵場所指示

検査の結果、申請を許可するときは、申請書に火薬庫外貯蔵場所指示印（第 9 号様式）*4を押印、予防システムで許可の番号を採番したのち、決裁を行い、当該番号及び決裁日を記入した申請書を返付する。

公安委員会（福岡県警察本部）への通報を起案し、決裁後、通報書（第 2 号様式）及び指示印押印済の申請書を送付する。

※法令事項ではないが、権限移譲前からの福岡県警察及び福岡県工業保安課の運用

9 通報（法第 17 条第 1 項及び法第 25 条第 1 項以外）

下記に該当するものについて、決裁を行ったのち、通報書（第 2 号様式）及び許可印等を押印した申請書等を送付する。

- ・法第 3 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 10 条第 1 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 1 項、第 14 条第 2 項、第 17 条第 1 項若しくは第 3 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項若しくは第 3 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項若しくは第 4 項、第 44 条若しくは第 45 条の規定による処分をしたとき、又は第 12 条の 2 第 2 項若しくは第 16 条の規定による届出を受理したとき（法第 52 条第 1 項第 2 号の基づくもの）
- ・規則第 15 条に係る指示及び廃止の届出を受理したとき（県警との取決め事項）

※通報先については下記のとおり。

通報の対象	通報先	通報所の宛名
法第 17 条第 1 項（譲渡・譲受）及び同法第 25 条第 1 項（消費）の処分	管轄する各警察署の生活安全課防犯係	福岡県公安委員会 （〇〇警察署生活安全課）管轄警察署
上記以外の処分及び届出の受理	福岡県警本部生活保安課銃砲火薬係	福岡県公安委員会 （福岡県警察本部安全部生活保安課）
規則 15 条（火薬庫外貯蔵場所）に係る指示及び廃止		

警察署名	管轄範囲
博多臨港警察署	箱崎ふ頭（1 丁目[福岡高速 1 号線高架下の福岡市港湾局の管理に係る道路以南、市道箱崎ふ頭 727 号線以南及び市道香椎箱崎浜線以南の区域を除く]、4 丁目～6 丁目）、東浜（1 丁目[福岡高速 1 号線高架下の福岡市港湾局の管理に係る道路以南及び同高架下の福岡北九州高速道路公社の管理地以南の区域を除く]、2 丁目[福岡高速 1 号線高架下の福岡市港湾局の管理に係る道路を除く]） 福岡市博多区 沖浜町、石城町（2 番、8 番～19 番）、築港本町（2 番、6 番～14 番、217 番、219 番）、千代（6 丁目[福岡高速 1 号線高架下の福岡北九州高速道路公社の管理地以南の区域を除く]） 福岡市中央区 荒津（1 丁目、2 丁目[2 番、3 番]）、長浜（3 丁目）、那の津（1 丁目[4 番～7 番]、2 丁目～5 丁目）、港（1 丁目[6 番、7 番]、2 丁目[2 番、3 番、博多漁港の岸壁]、3 丁目[2 番、3 番、博多漁港の岸壁]）
福岡空港警察署	福岡市博多区のうち福岡空港の区域（駐車場及び福岡市地下鉄空港線福岡空港駅を含む。）
東警察署	博多臨港警察署管轄以外の東区
博多警察署	博多臨港警察署及び福岡空港警察署管轄以外の博多区
中央警察署	博多臨港警察署管轄以外の中央区
南警察署	南区
早良警察署	早良区
城南警察署	城南区
西警察署	西区
海上保安庁	福岡市内全域の海上にかかる場合（主に煙火消費）

10 許可の条件を附す場合

法第3条の製造許可、法第5条の販売営業許可、法第12条第1項の火薬庫設置等許可、法第24条第1項の輸入許可、法第25条第1項の消費許可、法第27条第1項の廃棄許可について、法第48条の規定に基づく条件を附す場合は、「〇〇書の許可条件について(第12号様式)」を作成し、申請者に交付すること。

法第17条第1項の譲受譲渡許可については、火薬類(譲渡 譲受)許可証(様式第11)内の許可条件欄に記載すること。

11 許可証等のデジタル化

申請者が、許可証等を電子ファイルにて受け取る意思を示した場合には、電子署名を付した許可証等のPDFデータを、電子情報処理組織を介して、当該申請者に交付するものとする。

その場合、決裁時の伺い文には電子署名を付与した許可証等を交付する旨を記載すること。

【参考】

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

* 1～4 電子情報処理組織を介して返付する場合、許可印等の規格(45ミリメートル)については適用しない。

12 返付及び交付時の処理

申請許可印等を押印した申請書の返付や完成検査証等の交付を行うときは、火薬類関係受領(送付)書(第13号様式)により処理する。

第4 様式集

1 細則様式

(1) 火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請書	様式第1号
(2) 保安教育計画（変更）認可申請書	様式第2号
(3) 不許可通知書	様式第3号
(4) 不認可通知書	様式第4号
(5) 不適合通知書	様式第5号
(6) 火薬類製造・販売営業廃止届出書	様式第6号
(7) 火薬庫用途廃止届出書	様式第7号
(8) 火薬類製造・取扱保安責任者等選任（解任）届出書	様式第8号
(9) 特定施設・火薬庫使用休止届出書	様式第9号
(10) 定期自主検査計画（変更）届出書	様式第10号
(11) 許可申請書等記載事項変更届出書	様式第11号
(12) 火薬類所有権取得届出書	様式第12号
(13) 定期自主検査終了報告書	様式第13号
(14) 火薬類安定度試験結果報告書	様式第14号
(15) 火薬類製造報告書	様式第15号
(16) 許可申請書等記載事項変更報告書	様式第16号
(17) 火薬類販売報告書	様式第17号
(18) 火薬類出納報告書	様式第18号
(19) 火薬類消費報告書	様式第19号
(20) 火薬庫外貯蔵場所指示申請書	様式第20号
(21) 火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届出書	様式第21号
(22) 火薬庫外貯蔵場所廃止届出書	様式第22号
(23) 保安教育計画を定めるべき者の指定書	様式第23号
(24) 保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書	様式第24号
(25) 保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知書	様式第25号
(26) 許可等申請取下届出書	様式第26号

様式第 1 号

火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可申請書

年 月 日		
(宛先)福岡市長		
申請者		
住 所 (電話)		
会社名		
代表者氏名		
製造所又は販売所の所在地 (電 話)		
火 薬 庫 を 所 有 し、 又は占有しない理由		
貯 蔵 火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		
共 同 使 用 す る 火 薬 庫	火 薬 庫 を 所 有 す る 者	
	事 務 所 所 在 地	
	代表者の住所及び氏名	
	所 在 地	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	種 類 及 び 棟 数	
火 薬 庫 外 貯 蔵 場 所 の 所 在 地		
備 考		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 2 号

保安教育計画(変更)認可申請書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
申請者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
区 分	製造業者 販売業者 消費者
製造所若しくは販売所の所在地又は消費場所	
許可又は指定年月日及び番 号	年 月 日 第 号
変 更 の 場 合 は そ の 変 更 の 内 容	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 区分の欄については、該当するものを○で囲んでください。
- 4 保安教育計画書を添付してください。
- 5 変更の場合は、当該変更の概要を記載した書面を添付してください。
- 6 ※印の欄は記入しないでください。

(文書番号)

不許可通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった については、
下記のとおり不許可としたので通知します。

年 月 日

福岡市長



記

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(文書番号)

不認可通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった については、
下記のとおり不認可としたので通知します。

年 月 日

福岡市長



記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不適合通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった については、下記のとおり
不適合としたので通知します。

年 月 日

福岡市長

印

記

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 6 号

火薬類 製造 営業廃止届出書
販売 販売

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
届出者	
住 所 _____ (電話 _____)	
会社名 _____	
代表者氏名 _____	
製 造 所 又 は 販 売 所 の 所 在 地 (電 話)	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
製 造 又 は 販 売 す る 火 薬 類 の 種 類	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 内 容	
廃 止 の 理 由	
残 火 薬 類 の 措 置	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 7 号

火薬庫用途廃止届出書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
届出者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
火薬庫の所在地(電話)	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
火薬庫の種類及び棟数	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
残火薬類の措置	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 8 号

火薬類 製造 保安責任者等選任(解任)届出書
取扱 取扱

年 月 日				
(宛先)福岡市長				
届出者				
住 所 (電話)				
会社名				
代表者氏名				
許可の別		製造 火薬庫の設置 消費		
製造所若しくは火薬庫の所在地又は消費場所				
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号		
選 任	氏 名	(正)	(代理者)	(副)
	免状種別及び番号	種 号	種 号	種 号
	交 付 都 道 府 県			
	選 任 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解 任	氏 名	(正)	(代理者)	(副)
	免状種別及び番号	種 号	種 号	種 号
	交 付 都 道 府 県			
	解 任 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 許可の別の欄については、該当するものを○で囲んでください。
- 4 免状の写しを添付してください。
- 5 ※印のは記入しないでください。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 検査項目に関する書類を添付してください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

許可申請書等記載事項変更届出書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
届出者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
許 可 の 別	火薬庫の設置 輸入 消費 廃棄
施 設 等 の 所 在 地	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 許可の別の欄については、該当するものを○で囲んでください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

火薬類所有権取得届出書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
届出者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
取得した火薬類の 種 類 及 び 数 量	
前 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 理 由	相 続 遺 贈 法人の合併 法人の分割
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 取得の理由の欄については、該当するものを○で囲んでください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

定期自主検査終了報告書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
報告者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
製造所又は火薬庫 の所在地(電話)	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
製造所又は火薬庫 の種類及び棟数	
検査実施年月日	年 月 日
検査の結果	
補正又は補修事項	
検査指揮監督 保安責任者氏名	
検査実施者氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 定期自主検査の結果に関する書類を添付してください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

火薬類製造報告書(年度分)

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
報告者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
製造所の所在地(電話)	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
火 薬 類 の 種 類	数 量
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 年度終了後 30 日以内に報告してください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
報告者	
住所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
許可の別	製造 販売 火薬庫の設置
施設等の所在地	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更の内容	
変更の理由	
備考	
※ 受付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 許可の別の欄については、該当するものを○で囲んでください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

火薬類販売報告書(年度分)

年 月 日				
(宛先)福岡市長				
報告者				
住 所 (電話)				
会社名				
代表者氏名				
販売所の所在地(電話)				
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号		
火 薬 類 の 種 類	前 年 度 繰 越 数 量	受 入 数 量	販 売 数 量	年 度 末 数 量
備 考				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 年度終了後 30 日以内に報告してください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

火薬類出納報告書(年度分)

年 月 日 (宛先)福岡市長 報告者 住 所 _____ (電話 _____) 会社名 _____ 代表者氏名 _____				
火薬庫の所在地(電話)				
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
火 薬 類 の 種 類	前 年 度 末 在 庫 数 量	入 庫 数 量	出 庫 数 量	年 度 末 在 庫 数 量
備 考				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 年度終了後 30 日以内に報告してください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 年度終了後 30 日以内に報告してください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

火藥庫外貯藏場所指示申請書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
申請者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
火 薬 庫 外 貯 蔵 場 所 の 所 在 地 (電 話)	
貯 蔵 す る 者 等 の 区 分	火薬類取締法施行規則第 15 条第 1 項の表貯蔵する者等の区分 ()
貯 蔵 火 薬 類 の 種 類 及 び 最 大 貯 蔵 量	
貯 蔵 の 目 的	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 庫外貯蔵場所付近見取図、保管庫構造図、警報装置等の資料を添付してください。
- 4 ※印の欄は記入しないでください。

火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更届出書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
届出者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
火 薬 庫 外 貯 蔵 場 所 の 所 在 地 (電 話)	
指 示 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

火薬庫外貯蔵場所廃止届出書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
届出者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
火 薬 庫 外 貯 蔵 場 所 の 所 在 地 (電 話)	
指 示 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
残 火 薬 類 の 措 置	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

(文書番号)

保安教育計画を定めるべき者の指定書

住 所

氏 名 様

火薬類取締法第 29 条第 4 項の規定により、保安教育計画を定めるべき者として、下記のとおり指定します。

年 月 日

福岡市長 印

記

- 1 消費許可年月日及び許可番号
年 月 日 第 号
- 2 消費の場所
- 3 指定の理由
- 4 指定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 保安教育計画の認可を受けるべき期限
年 月 日

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書

年 月 日 (宛先)福岡市長 申請者 住所 _____ (電話 _____) 会社名 _____ 代表者氏名 _____	
指 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
消 費 の 場 所	
消 費 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
許可を受けた火薬類 の 種 類 及 び 数 量	
取 消 し を 受けようとする理由	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

(文書番号)

保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知書

住 所

氏 名 様

保安教育計画を定めるべき者の指定については、火薬類取締法施行規則第 67 条の 7 第 3 項の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

年 月 日

福岡市長



記

理由

許可等申請取下届出書

年 月 日	
(宛先)福岡市長	
届出者	
住 所 (電話)	
会社名	
代表者氏名	
申請を取り下げる 許可等の別	
受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
取 下 げ の 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

2 様式

(1) 意見照会	第 1 号様式
(2) 通報	第 2 号様式
(3) 意見聴取の取下げについて	第 3 号様式
(4) 不発煙火回収報告書	第 4 号様式
(5) 事業計画書	第 5 号様式
(6) 保安教育計画	第 6 号様式
(7) 申請許可印	第 7 号様式
(8) 申請認可印	第 8 号様式
(9) 火薬庫外貯蔵場所指示印	第 9 号様式
(10) 基準適合印	第 10 号様式
(11) 指定取消印	第 11 号様式
(12) ○○書の許可条件について	第 12 号様式
(13) 火薬類関係受領（送付）書	第 13 号様式

第 1 号様式

(公 印 省 略)

(文 書 番 号)

年 月 日

福岡県公安委員会 様

(警 察 署)

福 岡 市 長

(消防局予防部指導課)

火薬類取締法第 52 条第 1 項に基づく福岡県公安委員会への意見聴取について (照会)

みだしのことにつきましては、下記の者から別添のとおり の提出がありましたので、火薬類取締法第 52 条第 1 項の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

1 申請者

2 住所

3 申請内容

第 2 号様式

(公 印 省 略)

(文 書 番 号)

年 月 日

様

福 岡 市 長

(消防局予防部指導課)

火薬類取締法第 52 条第 2 項の規定に基づく通報について

みだしのことにつきましては、火薬類取締法第 条第 項の規定による処分をしましたので、同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、別添のとおり通報します。

第3号様式

(公 印 省 略)

(文 書 番 号)

年 月 日

福岡県公安委員会 様

(警 察 署)

福 岡 市 長

(消防局予防部指導課)

火薬類取締法第52条第1項に基づく福岡県公安委員会への
意見聴取の取下げについて (通知)

みだしのことにつきましては、 年 月 日付消指第 号により、火薬類の に対する、福岡県公安委員会の意見について照会しているところですが、申請者からの火薬類許可申請書等取下届出書の提出に伴い、当該意見の照会を取下げることとなりましたので通知します。

記

1 申請者

2 住所

3 届出内容

不発煙火回収報告書

年 月 日	
(宛先) 福岡市長	
報告者	
住 所 _____ (電話 _____)	
会社名 _____	
代表者氏名 _____	
大 会 名 称	
回 収 指 揮 者	
回 収 延 人 数	
回収終了日時	
回 収 数 合 計	
回 収 物 の 内 訳 及 び 種 類	
処 分 方 法	
備 考	
※ 受 付 印	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 回収作業終了後、7 日以内に報告してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

第 5 号様式

事業計画書

1 販売の目的

2 主な仕入先

3 主な販売先

※ 販売する火薬類を取り扱うことなく、特定の火薬類を特定の納入先の火薬庫へ直接納入する場合は、火薬類の種類ごとに納入先の名称及び住所も記入すること。

4 販売する火薬類の種類及び最大貯蔵量

品名 _____ (最大貯蔵量 _____ k g)

5 貯蔵施設

(1) 貯蔵施設の位置

所在地 _____ (別紙見取図のとおり)

(2) 貯蔵施設の区分

・火薬庫 種類 (_____) 棟数 (_____)

・火薬庫外貯蔵場所

火薬類取締法施行規則第 15 条第 1 項の表 (_____)

(3) 貯蔵施設の構造

別紙保管庫構造図のとおり

(4) 警戒方法 _____

6 販売責任者の氏名等

氏名 (年齢)	職場の地位	免状の有無
(歳)		有 (種取扱) ・ 無

年 月 日 作成

保 安 教 育 計 画

(販 売 業 者 用)

代表者 住所_____

氏名_____

(目的)

第1条 この計画は、火薬類取締法（以下「法」という。）第29条第1項に基づき、
（ ）の保安教育計画を定め、従業者に法を理解させるとともに、火薬類の保安管理
上必要な知識及び技術基準を取得させることをもって、火薬類に関する事故を防ぐこ
とを目的とする。

(保安教育の内容等)

第2条 一般従業者に施す保安教育の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保安意識の高揚に関すること。
- (2) 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。
- (3) 火薬類の一般の性質の概要に関すること。
- (4) 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。
- (5) 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。
- (6) 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。
- (7) 販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。
- (8) 販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。
- (9) 上記以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。
- (10) 上記以外の火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管
理技術に関すること。

2 取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱い保安責任者の代理者（以下「取扱保安
責任者等」という。）に施す保安教育計画の内容は前項の規定によるほか、次の各号に掲
げるものとする。

- (1) 薬類取締に関する法令に関すること。
- (2) 火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。

3 保安教育は（ ）月と（ ）月に実施する

(保安教育を行う者)

第3条 前条第1項に規定する保安教育は、取扱保安責任者その他火薬類の販売若しくは
貯蔵又はこれらに附随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者
に行わせなければならない。

2 前条第2項に規定する保安教育は、製造保安責任者その他火薬類取締に関する保安管
理技術について十分な知識及び経験を有する者に行わせなければならない。

(保安教育の実施時期)

第4条 第2条第1項に規定する保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を
習得することができるように適当な期間をおいて反復して行わなければならない。

2 第2条第2項に規定する保安教育は、取扱保安責任者等が保安に関する知識の水準
を維持向上することができるように、教育効果を十分にあげられるような適当な時間
を確保して行うとともに、適当な期間をおいて反復して行わなければならない。

- 3 未熟練従業者に対しては第1項の規定によるほか、当該従業者が火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに従事する前に保安教育を施すとともに機会があるごとにその場で指導する。

第 7 号様式



第 8 号様式



第 9 号様式

火薬庫外貯蔵場所指示印



第 10 号様式

基準適合印



第 11 号様式

指定取消印



〇〇書の許可条件について

年 月 日付け火指令第 号については、下記の事項を条件とする。

記

1

2

3

福岡市消防局予防部指導課保安係

火薬類関係受領（送付）書

指令番号	火指令第 号	処理者	
受領（送付）年月日	年 月 日		
会社名 氏 名			